

新型コロナウイルス感染症に係る本市の主な対応

令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、政府から緊急事態宣言が発出され、兵庫県等が、4月25日から5月11日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域として指定されたところであるが、5月7日に、政府は、緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長する方針を決定した。

本市としても、これ以上の感染拡大を何としても抑え、市民の皆さまの生命・健康を守り医療崩壊を防ぐために、市民の皆さまへ行動変容を促すとともに、市役所が持てる資源を感染拡大防止に集中させ、確固たる取組みを進めていく。

なお、感染症への対応については、国や県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の対処方針に沿った措置を行うこととする。

1 外出自粛等の要請

次の事項を市民の皆さまに改めて要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること。
- ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来を自粛すること。
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食は自粛すること。

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等を徹底すること。
- ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること。

- ・毎日の検温実施など自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること。
- ・こまめな換気や適度な保湿を行うこと。

〔家庭での感染防止対策〕

- ・リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状のある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。

2 市立学校園

〔教育活動〕

県内が緊急事態宣言を実施すべき区域であることを踏まえ「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行う。

〔部活動〕

期間：令和3年5月12日（水）～5月31日（月）

平日（週に4日間）は、十分な感染防止対策を実施した上で、校内のみで活動を実施する。

なお、1日の活動時間は、2時間以内、土日は、原則休止とする。

3 社会福祉施設

（1）保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施する。

（2）高齢者・障害者施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業の実施を要請する。

4 市有施設

期間：令和3年5月12日（水）～5月31日（月）

（1）観光・文化施設（多数利用施設）は、感染防止対策等（イベント開催制限の適用、入場整理、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策等）を徹底した上で、開館する。

（2）スポーツ施設は、感染防止対策等を徹底した上で、屋内施設は、19時まで、屋外施設は、20時までの開館時間とする。

- (3) 文化センター等（イベント関連施設）は、感染防止対策等を徹底した上で、21時までの開館時間とする。
- (4) 市民センターや公民館等の貸館施設は、感染防止対策等を徹底した上で、20時までの開館時間とする。
- (5) 公園は、利用可とする。ただし、大型遊具は、利用不可とする。

5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底した上で実施する。

期間：令和3年5月12日（水）～5月31日（月）

- ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は、人と人との十分な距離（1m）を確保すること。
- ・開催時間は、21時までとする。

6 庁内の対応等

- (1) 職員の在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等の活用により、接触機会の原則、7割削減を目指す。
- (2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。
 - ・WEB会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・健康管理の徹底
 - ・所属長への検温報告等